平成２１年（フ）第３７５号
静岡県御殿場市東山61番地の２
債務者　安藤美千代
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第３８２号
静岡県伊豆の国市天野28番地の３　メープルハイツ狩野101号室、住民票上の住所静岡県伊豆の国市富士見912番地の１
債務者　岩田　進一
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第２３９号
香川県高松市勅使町827番地２　グランディール片山A101号室
債務者　鎌田　節子
1　決定年月日時　平成21年８月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第２６８号
香川県香川郡直島町1928番地１　三菱マテリアル平成寮、住民票上の住所香川県高松市西春日町1407番地　県住26―304
債務者　田村　正和
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後１時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第８６号
新潟県上越市春日山町３丁目21番11号　ひまわり荘103号、前住所新潟県上越市昭和町１丁目９番31号
債務者　望月　一樹
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２１年（フ）第８８号
新潟県糸魚川市中央２丁目４番20号、前住所新潟県糸魚川市新鉄２丁目13番４号　エテルノ小林２－２
債務者　岡澤　　昇
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２１年（フ）第３７１０号
大阪府東大阪市西堤本通東３丁目４番３－402号　第２千寿ハイツ402号
債務者　大川　勝茂
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５４０７号
大阪市福島区吉野４丁目５番10号　Ｃｉｔｙハイツ福島305号
債務者　加藤　國善
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５６１３号
大阪府摂津市南別府町14番19号
債務者　萩原　正人
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５６３５号
大阪府東大阪市西岩田３丁目５番77―311号
債務者　岩田　浩美
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６１８４号
大阪市平野区長吉長原東３丁目６番19―308号
債務者　馬江まゆみ
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６１９３号
大阪市住吉区清水丘１丁目26番24号
債務者　西濵　幸雄
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６１９９号
大阪市淀川区三津屋北１丁目28番16号　ハイツ吉本Ⅱ―203号
債務者　髙丘　　一
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６２３６号
大阪市平野区喜連西６丁目２番33―601号
債務者　髙橋　弘美
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６２４６号
大阪市淀川区三津屋中１丁目７番11号福徳ハイツ２－２号
債務者　清水　修平
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６３００号
大阪市城東区古市３丁目１番２―1304号
債務者　梶家　仁美
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部